

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山「2丁目10番15号
評価実施期間	平成27年8月1日～平成27年11月27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人ふじみ会 市川市立宮久保保育園 シャカイフクシハウジンフジミカイイチカワシリツミヤクボホイクエン		
所在地	〒272-0822 千葉県市川市宮久保3-17-10		
交通手段	JR総武線 本八幡駅 バス10分 宮久保坂下下車 徒歩5分		
電 話	047-374-1510	FAX	047-374-1518
ホームページ	有り		
経営法人	社会福祉法人ふじみ会		
開設年月日	平成22年4月委託開始		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	市川市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	15	16	20	20	20	100		
敷地面積	m ²			保育面積			m ²		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診、歯科健診、眼科健診、蟻虫検査、尿検査(3歳以上)、視力検査(3歳以上)、発育測定								
食事	給食提供、おやつ(手作り)、アレルギー除去食提供(一部弁当)								
利用時間	平日9時～17時(通常保育) 7時～9時 17時～20時(延長保育) 土曜日9時～12時(通常保育) 12時～17時30分(延長保育)								
休 日	日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	地域交流(園庭開放、身体測定、よみきかせ)								
保護者会活動									

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	24	10	34	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 市川市こども入園課	
申請窓口開設時間	8:45~17:15	
申請時注意事項	提出書類、入園要件など市川市の注意事項有	
サービス決定までの時間	市川市の規程による	
入所相談	市川市及び宮久保保育園	
利用代金		
食事代金		
苦情対応	窓口設置	
	第三者委員の設置	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	将来、人として社会に出た時、基本となる生活習慣はもちろん、協調性、思いやりなど、集団の中でしっかり生活していけるように、基礎となる部分を育てている。一人ひとりの個性を大切にしながら、保育園で安全に安心して集団生活を送ることができるように心がけている。愛情をかけて心の安定を計っていくことが、自立した大人への成長を促している。
特 徴	家庭的な雰囲気の中で、保護者とのコミュニケーションを取りながら、一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、人間としての土台となる大切なものを教えていく。
利用（希望）者 へのPR	一人一人の個性を大切に、家庭的雰囲気のある保育園として、安心して子どもを預けることができるように保育士も努力している。危険なことを予知できるよう、自分の身は自分で守れるように、いろいろな経験をさせ、週1回の体育指導を受けながら運動能力を高め、それと共に心も育てていくようにしている。

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1. 働き易く・働き甲斐のある職場で職員の定着率が高い

園の保育理念「児童の最善の利益等」をグループワークで職員全員で話し合い、価値観・目標の共有化を図っている。会議等では若い職員も活発に発言し、困難な場合一人で悩まず助け合い全員で解決に向け協力し合うなどチームワークが良い。また、研修参加に力を入れ、参加者は詳細な報告書を内部研修で報告し共有化を図っている。保護者との信頼関係も高く働き易く・働き甲斐のある職場で職員の定着率が高い。

2. 子どもとの信頼関係を基盤に落ち着いた雰囲気の中で楽しく生活や遊びを展開している

全年齢とも室内や園庭遊びでは、保育士と共に遊具・教具等で遊びに戯れ落ち着いて過ごしている。食事場面では、小さい子どもの手づかみ食べを認めたり、3歳以上児の食事の量は保育士に自己申告して盛り付けたり、お代わり自由で楽しい雰囲気の中での食事となっている。又、子どもの思いを良く聴く、優しく視線を合わせて話す等、子どもを大切にしたい関わり方で決して無理強いしないことが共通理解され実践に移されている。保育者は笑顔をもっとに心掛け保育を行う中で、保護者アンケートの「子どもは喜んで登園し、楽しく園生活をしているか」に、94%の高い評価を得ている。

3. 毎年保護者アンケートを行い、迅速な改善に取り組み、保護者の信頼が高い園である

毎年保護者アンケートを実施し、利用者満足を把握して指摘点を迅速に改善している。内容は職員、保育内容、給食、環境、安全、保護者と園の連携等6項目で、寄せられた意見には全項目について迅速に「出来る事、出来ない事、検討していくこと」など具体的に回答し、実行している。今回の保護者アンケートも回答率は60%で、「大変満足」22%「満足」76%合計満足以上回答が98%大変高い評価であった。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 毎日の振り返りは、更に内容の深い具体的な話し合を期待したい

毎日の保育は養護と教育のねらいを設定して保育を実践している。その振り返りは、話し合っているが更に内容の深い具体的な話し合が必要と思われる。日々、ねらいに沿って担任全員で、保育者の言葉のかけ方や対応・援助の方法は適切であったか、ねらいが達成されるような環境構成であったか、子どもが主体的に活動をしていたか等を振り返り、課題を明らかにして次の保育に活せる内容であることが望まれる。子どもの主体性を尊重した保育者の関わりや保育環境の工夫を期待する。具体性を持つことで更なる保育内容の充実が期待される。

2. 使いやすいマニュアルに見直しが見られる

市のマニュアル集によって業務の標準的な方法が明確になっている。リスクマネジメント関係の非常災害時の対応、震災対応、感染症対策、事故防止、給食、乳幼児マニュアル、保育マニュアル等網羅的に必要なマニュアルは整備されている。マニュアルは膨大で活用が不十分と思われ、見直し簡潔で使いやすいマニュアルに再整理が見られる。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

今回第三者評価を初めて受けて、基本方針や組織運営、福祉サービスの実施など、細かに評価していただきました。評価を受けるにあたって、今一度全職員で保育理念等について話し合う機会ができて、共有化を図ることができました。今後の課題については、クラスでより具体的な話し合いを設けたり、使いやすいマニュアル作りをするなど改善し、子どもたちのために共有理解したうえで、保育方針に向かって努力していきたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				実施数	未実施数	
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3		
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1	
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3		
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3		
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策	29 食育の推進に努めている。	5		
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
		災害対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
			32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
	計				126	3

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p> <p>(評価コメント)大切にしている法人の理念の基に、保育理念、保育方針、園目標、保育目標を入園のしおり、クラス内・廊下の掲示板、重要事項説明書、保育課程に表示している。また、園内の掲示は目の高さの見やすい位置に掲示されている。入園のしおりには児童憲章と共に大きな活字で「最善の利益の保障、保護者及び地域に信頼される、理論と実践の調和」と理念を掲載し、「元気いっぱい遊べる子ども」と園目標を明示している。また、「愛された満足感が自立した大人に成長」と園が大切にしている保育の考え方が示されている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(評価コメント)園内研修で全職員が参加し、保育理念を話し合い価値観の共有を行っている。職員は事前に保育理念について個人の考えを書いて集まり、発表・整理した上で話し合い、職員が中心に保育理念の実践的な理解を共有している。若い職員も活発に意見を述べ、職員自己評価でも「保育理念を話し合って実践に繋げ、日々反省」と言った発言が全職員から寄せられ、職員の理念の理解が進んでいる。また、職員は理念を常に意識する様にカード化して携帯している。次回理念共有研修には非常勤職員の参加も期待したい。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(評価コメント)理念・方針は入園のしおりに記載し、入園時の面談で説明している。4月のクラス毎の保護者会で保育目標と「子ども・保護者・保育者が共に育つ」方針を説明している。保育の実践内容は、連絡帳で日々の保育を報告し、毎月クラス毎「ちびっこだより」で月の保育の概略を報告、他に保育参観、個人面談等で保育実践を報告している。保護者アンケート「保育目標・方針を知っていますか」設問項目の結果は77%の「はい」回答であり100%の努力が求められる。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている</p> <p>(評価コメント)毎年保護者アンケートを実施し、課題を明確にして解決努力をしている。幹部が園全体の課題と考えている事は、保育の質を一層向上して行くために、クラス間交流、他園交流、外部研修参加等により視野の拡大を図りマンネリ化を防ぐこと職員育成、特に個人別目標を明確にして一人ひとりの育成、内外研修の参加を一層進めていくこと 保護者の連携をより深め信頼関係を今以上に高めること 地域交流の拡大等である。今後は事業計画書に明記し着実なPDCAを大いに期待したい。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p> <p>(評価コメント)職員の話し合いは、毎日と月毎のクラス会議や職員会議である。職員会議は毎月約2時間開催し、クラス毎指導計画や子どもの成長と発達を報告し合い、職員全員で全園児の成長を共有している。会議で行事企画や研修など話し合う場合にほとんど全職員が活発に発言し意見を言い易い場となっている。幹部は発言を控え職員が中心に課題や計画を話し合うように心掛けている。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p> <p>(評価コメント)幹部は職員の働き甲斐のある職場にするために心掛けていることは 園の保育理念や目標を共有して実践し、子どもの成長と保護者との共有により保育の喜びを感じる 働き易い職場づくりのため、職員間のコミュニケーションを円滑にして笑顔の挨拶が目立つ明るい職場にすること 職員が意見を言い易い雰囲気を作る 職員一人ひとりを大切に体調など気配りし声をかける 休みが計画的に取れる様に配慮する 処遇面での配慮等である。職員自己評価や園現場観察より評価者の印象は職員のモチベーションが高いと思われる。</p>
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>(評価コメント)全国保育士倫理綱領や保育者の手帳を読み合わせ法や倫理を守る様に努力している。保育者の手帳は網羅的に倫理や言葉づかいなど保育者が守るべき事が具体的に記載されており、この手帳の読み合わせが実践的で効果があると思われる。職員は就業規則に従って「守秘義務」を誓い、個人情報保護方針についても宣誓している。</p>

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	人材育成方針が明文化されている。 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 年功に基づく公平な評価で経験年数が増えると能力が向上する前提で評価している。努力が平均以上の職員にはプラス評価で賞与で評価し個人に説明しモチベーション向上に繋げるように努めている。職員の定着率は高く現制度は安定感・公平感があり有効と思われる。将来的には人材育成と連動したより明確な役割と求められる能力、必要な研修など整理し、評価基準を明示することが望ましい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 時間外勤務は極力最小限となるように努力し、必要な場合は申請すれば良くサービス残業はほとんど無いと思われる。有休は申請すれば取りたい時に取れる様にフリーの保育士が配属されている。しかし一部職員の意見では有休が取りにくいとの発言がみられ現状を確認し必要な場合は改善策の検討を望みたい。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 年1回、職員一人ひとり「自己評価表」を記入し園長の面談を受け、目標を明確にして能力向上に努めている。内容は役職の評価「指導力、人間関係、理念・方針」と保育士職能評価「保育理念、保育内容、人間関係、健康・安全管理、その他」である。研修は「個人別年間研修予定」を立て、全職員が外部研修に年1回以上参加する方針で進めている。外部研修参加者は研修報告書をA43~4枚詳しく書き、職員会議で15分程度の時間で報告し全職員が共有する様にしている。外部研修の参加内容は実践的ですぐ活用できる様な内容が喜ばれる様であるが、「保育の質」など本質的な研修カリキュラムを探し視野の拡大に繋がることを期待したい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 児童憲章、保育士倫理綱領、児童虐待防止法、保育理念など共有し、子ども一人ひとりにの気持ちを大切に寄り添った保育をする様に、指導計画に「ねらいと配慮事項」を記入して実行を心掛けている。職員間の信頼関係が高いので、言葉づかいなど不適切な点が有ればお互い指摘し合えるように努めている。また、園長・主任が指摘・助言し職員育成を図っている。気になる子どもへの関わりは園の職員全員が当たる姿勢で個別に支援し保護者連携に努めている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護方針・利用目的を文書で保護者に配布し、入園時にも説明している。職員には「保育者の手帳」を読み合わせ、散歩や外出時には名札をはずすなど周知徹底している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 毎年アンケートを実施し、利用者満足を把握して指摘点は迅速に改善している。内容は職員や保育内容、給食、環境、安全、保護者と園の連携等6項目で、寄せられた意見には全項目「出来る事、出来ない事、検討していくこと」など具体的に回答している。今回の保護者アンケートも回答率は60%で、大変満足22%満足76%と満足回答が多かった。具体的な意見・要望についても迅速に回答する予定である。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度は重要事項説明書に記載し全保護者に配布し、園内にもポスターを貼り意見箱を設置している。第三者委員会をのお願いし苦情が寄せられた場合は公平に客観的に解決する仕組みがある。また、苦情例はホームページに掲載し制度運用の透明化に努めている。最近苦情例は無いが、要望・意見は日常的に保育者に寄せられ園内で共有し迅速な解決を図っている。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育の指導計画に基づく評価や職員個人別の自己評価は行われているが、園全体の保育の質について自己評価を行い、計画的にPDCAサイクルによる改善は実施されていない。今回第三者評価の取り組みで自己評価を実施したので、今後継続的に行うことが望ましい。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。分らないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。マニュアル見直しを定期的に行っている。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 市のマニュアル集によって業務の標準的な方法が明確になっている。特にリスクマネジメント関係の非常災害時の対応、震災対応、感染症対策、事故防止、給食、乳幼児マニュアル、保育マニュアル等整備している。マニュアルは膨大で活用が不十分で見直しも不十分と思われる。見直し簡潔で使いやすいマニュアルに再整理が望まれる。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 保育園利用に関する情報は、ホームページやパンフレット、掲示版等で知らせ問い合わせや見学に応じている。ホームページには、入園の条件や申し込み、保育料や入園決定、入園面接、慣らし保育等一連の流れを分かりやすく記載している。問い合わせがあった場合は、保育環境や保育の様子等の見学を勧めている。見学日は、月に2日間設定しているが、その日が不都合な場合は、個別に日程を調整している。園児の活動の様子がみられる10時頃から30分程度を要し、0歳児～5歳児の各保育室を巡り、各年齢の成長段階や保育室の利用方法等の説明をし、給食室や庭等も案内し園生活がイメージできるようにしている。また、見学者が求めている内容についての説明を丁寧にする等、利用希望者の視点に立った情報提供に努めている。その他、必要に応じ育児や栄養相談を実施する、地域交流の予定表を配布し園児との交流を持つ機会を提供するなど、保育園を身近に感じ活用出来るよう努めている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始に当たり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 4月入園の説明会は、3月中旬頃の13時30分から15時30分位の時間帯で全体会と個別面談を行っている。全体会では、入園のしおりや重要事項説明書を基に園長が、保育理念と目標、園目標や保育園の役割、保育時間、保育内容や保育の一日、行事、個人情報の取り扱い、非常災害時の対策、保育内容に関する相談・意見・要望等の方針について説明をしている。個人情報、使用目的や内容、取り扱い、保管等について周知している。又、重要事項説明に関する内容は書面にて同意を得ている。保健関係は看護師、給食関係は栄養士から説明し、入園にあたり準備する持ち物等は、主任保育士が見本を示しながら分かりやすく説明している。個別面談では、入園までの生活状況として、食事、清潔、睡眠、排泄、言語、性格、養育態度、家族とのふれあい、遊び、本人に対する方針等を、記載した書面を基に、内容に応じ担任や栄養士、看護師と面談をしている。ひきつけやアレルギー等、特に配慮が必要な疾病等健康に関する情報は、母子手帳を基に聞き取り記録している。また、必要に応じ園長との面談を実施している。保護者の子育てに関する意向や保育の希望等書面に従い把握し、今後の保育を双方で確認している。子どもの状態等に関する情報の共有は、新年度会議を土曜日に行い、時間を確保し丁寧に行っている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は、年度末に各クラスの見直しを基に、年度初めに全職員で再編成と確認をして共通理解の基に作成している。更に今年度は、園内研修で保育課程の根幹となっている「保育理念とは？」にテーマをしぼり検討して職員間の共通認識を深めた。その内容は、児童の最善の利益の保証、保護者及び地域に信頼される温かな支え、理論と実践の調和のとれた保育の3点の意味を掘り下げ意見交換をした。グループで検討し、意見をカードに記述し、各グループの意見をまとめ整理する過程で、全職員が意見を言う、他の意見を聞く等、園が掲げている保育理念を全職員で考え、見つめなおす良い機会として共通理解を深めている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程を基本として、各クラス毎に年間・月・週の指導計画を作成している。個人差の大きい3歳未満児や特別配慮の必要な子は個別計画を作成し、子どもの状態に即した保育を展開できるようにしている。クラス内のカリキュラム反省会議で月案や週案の振り返りをして次月の計画に反映している。日々の保育は養護と教育のねらいを設定して保育を実践している。その振り返りは、話しているが、更に深く具体的に話し合うことが必要と思われる。日々、担当保育士全員でねらいに沿って保育者の言葉のかけ方や対応・援助の方法は適切であったか、ねらいが達成されるような環境構成であったか、子どもが主体的に活動をしていたか等を話し合い、課題を明らかにして次の保育に活かせるような振り返りであることが望まれる。園内研修「保育理念とは」で、職員の意見とし、保育実践の振り返りや、成長に応じた環境作りと援助等が挙げられているように、子どもの主体性を尊重した保育者の姿勢や関わり方、環境の工夫等を具体化することが必要と思われる。具体性を持つことで更なる保育内容の充実が期待される。		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 在園児数と園庭の広さの関係から室内遊びが多くなるため、保育室には発達に見合った絵本や玩具・教具・生活遊び道具を整え、朝夕の自由遊びの時間帯で保育士や友達と好きな遊具・教具を選び遊んでいる。園庭遊びでは、3歳未満児は砂場遊びや追いかけっこ、探索活動などを行い、3歳以上児は三輪車や縄跳び、ボール遊び、コンビカーなどを保育士の見守りの中で自由に遊んでいる。時には3歳以上児は廊下や室内でごっこ遊びを展開する他、絵を描く、積み木で作りたいものを友達と共同で行い、高く積み上げたいが戸惑っている場面では保育士が「仲立ちを行い「どうしたらよいか」を投げかけ、子どもが解決出来るような援助を行い遊びの発展や継続を支えている。保育環境の整備や工夫は、職員間で検討し更なる充実を期待したい。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 散歩に出掛ける途中や公園、神社などで、どんぐりひろいや草花、虫等の小動物に遭遇した場合は、足を止め手に取り観察し気付きを話し合う、出逢う近所の方との挨拶を交わす、工事箇所を危険のない所から子どもの好きなショベルカーを見る、音を聞く等、散歩ならではの経験を積んでいる。散歩コースは4か所がコース別のカードケースに入れてあり、地図上に赤く表示し実施の際目安として活用している。3歳以上児は年1回バス遠足を実施し、動植物園や水族館で動植物の生態観察や触れ合いを通して親しむ他、そこで働く人々を知る機会となっている。3歳以上児は「ピクニック」の日を設け、3歳児は徒歩片道15分程度の公園で遊び、4～5歳児は徒歩30分程度の公園まで行き遊んだ後弁当を食べて帰園している。又、姉妹園を訪問し子どもたち同士の交流や移動動物園で動物たちと触れ合うなど、様々な場を設ける中で園生活に変化や潤いを与えると共に、感性を育み、社会体験が出来る機会を作っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) 喧嘩や噛みつきなどの場合は、原則は見守るが、危険を察知した場合は空間分離を図ると共に子どもの仲立ちを行い、お互いの気持ちを問いかける中で思いに気付かせる働きかけや心情を代弁する。解決に向けてお互いが良く話し合うのを待ち、時には保育士がヒントを出して子ども同士で解決できるような援助を行っている。順番を守る等は遊びの中で知らせたり気付かせたりしながら、根気よく関わる中でルールが身につくように努めている。保育士は、子どもが自分の思いを素直に表現できるように良く聴くこと、優しく視線を合わせ子どもたちの間の立ち位置を考えながら、人間関係が円滑に育まれるように配慮している。日常生活の中で4～5歳児は当番活動として、夏野菜の水やりや食事、昼寝時の布団敷き、小さい子どもへの援助を行う等、役立つ喜びや異年齢との接し方、優しさなどを学ぶ場を設けている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 今年度該当児はいないが、入所児がいた場合は個別カリキュラムを作成し支援を行う他、個別記録による振り返りや職員会議等での情報提供を行い、子どもの発達や躰き等を共通理解する機会としている。子どもの状態により、発達センターや年1回市の巡回指導を受け記録すると共に、保護者への伝達や職員間での情報共有を行い子どもの支援・援助に役立っている。配慮を必要とする子どもを担当保育士はクラスの一員として受け入れ、他の子ども達とその子どもとの関わりがスムーズに出来るように、生活や遊びのモデルを示すことに努めている。担当保育士は市の主催する研修に参加し、発達理解や子どもへの対応姿勢等を学び、伝達研修を行う等のシステムは整っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 朝夕の引継ぎは、子どもの体調や怪我、迎え時間などを記入した引継ぎ表を延長保育士からクラス担当保育士に引き継いでいる。日中子どもの様子やクラス別人数など延長保育記録にきめ細かく記入して、夕方の延長保育士に引き継ぎ保護者への伝達漏れを防いでいる。延長保育における子どもの状態や電話連絡、来訪者、時間別利用者数なども記入し一日を通して延長保育の様子を把握している。延長保育士の研修は年1回行われる他、日常的な問題に対しては園長や主任保育士から指導を行い質向上を目指している。夕方の18時半からは1歳児から5歳児までが2歳児室でおやつを食べ、その後全員が1歳児室に移動、保護者のお迎えまで保育者と共に遊びや絵本読み、抱っこなどで安心・安定して過ごせるように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 全園児対象に保護者との連絡ノートを備え、日中の子どもの様子や保育内容等についての情報を提供し連携を密に図っている。又、保育参観や試食会、個人面談は全年齢とも3週間程度の日程で実施し、保護者が都合の良い日を選び個別対応している。そこでは、保育方針や子どもの成長した姿を中心に情報交換を行い、保護者からの質問や意見を聞きながら進めている為どの方の参加を得ている。3歳以上児対象にサロンを開き、保護者同士の情報交換や交流の場づくりを実施している。保護者からの相談は、連絡帳や送迎時に口頭で日常的に行われ保育士が対応しているが、保育士対応が困難と判断した場合は主任保育士を通して園長に報告し、園長が直接相談に応じている。就学に向けて近隣の小学校との交流会を計画し、小学生がリードする中でコマ回しやけん玉、羽根つき、竹とんぼなど様々なコーナーで遊ぶ機会を設けている。保育所児童保育要録の送付に関しては、入園のしおりで説明すると共に保護者からの了解を得て小学校へ送付している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、囑託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント)保健計画は目標、保健指導、保健行事毎に内容を記入する他、看護師としての業務内容も記載している。子どもの健康状態は囑託医による健康診断や看護師が毎日各クラスを巡回し、保育士に子どもの様子を聞いたり、子どもに声掛けしながら健康観察を行う等、保育者と連携を図りながら努めている。健診結果や定期的に行われる身体測定結果は健康記録表に記録し、家庭にも書面で知らせ必要に応じて再受診や治療を依頼し、保護者と協力しながら子どもの健康増進を図っている。また、子どもの心身の健康状態は日々観察し、虐待が疑われる場合は園長に報告し継続観察することとしている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、囑託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて囑託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント)登園時に保護者から、子どもの健康や機嫌等の心身の状態を把握している。保育中の体調変化は、熱のみの判断ではなく、顔色や様子、食欲等を観察して対応している。必要に応じ医務室のベッドで安静を保ち安心して過ごせるよう看護師が本を読んであげ経過を見守る。保護者に連絡して受診できる時間帯での迎えを依頼する等、子どもの心身の状態から判断し対応している。感染症対策として、嗽、手洗い等の励行、保育室の清潔や衛生管理に努めている。感染症発生時は、全職員への伝達や、保護者には、各クラスに掲示し、主な症状や、侵入経路、病原菌、潜伏期間、予防方法、家庭で気をつけること等の情報発信をしている。嘔吐物の処理に必要なグッズ一式は各トイレに置き、職員に対応方法の手順や注意事項はマニュアルで周知する。保護者には処置方法を図解で示したプリントを配布する等、蔓延防止策を講じている。感染症が疑われる場合は、囑託医に相談し対応している。園での、服薬は原則行っていないが、医師の指示によりどうしても必要な場合は、園長に相談し行っている。保護者から与薬依頼書と1回分の薬を預かり、事務室で保管し飲ませた後は、与薬時間と与薬者を書面で知らせる等、誤薬の無いよう確実な方法で対応している。乳幼児突然死症候群の予防策として、0歳児が睡眠中は15分毎に体位等を確認しうつぶせ寝の子は直している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、囑託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント)保育課程に、食育は「食を営む力の基礎」と掲げ、0歳～5歳児の保育の内容を挙げており、各年齢の食育年間計画は、年齢別ねらい、期のねらいや主な活動、配慮や環境設定、家庭への働きかけの項目でクラス担任が作成し、実施報告や反省感想等の振り返りを行い、職員会議で検討し次の計画に活かしている。子どもが食材に触れ食事づくりに参加する機会として、ビザ生地作り、クッキーの形抜き、おにぎり作り、ふりかけをかける、ジャムをぬる等、年齢に応じてクッキングをしたり、夕涼み会のカレーの食材の買い物や野菜を洗う、皮をむく、米をとぐ等下準備に携わったりして、食への関心を高めている。トマト、なす、きゅうり、おくら、ピーマン等、野菜の水やり等、世話をしながら成長に関心を持ち、収穫の喜びや食べることによって食材を見近かに感じ食欲へと繋げている。栄養士は、毎日保育室を巡回し、子どもの喫食状態を巡り話し、次の給食に活かしている。また、歯がぐらついている子には細かく切ってあげる等、担任との連携の下、子どもの体調にも配慮している。食物アレルギー児の対応は、医師の診断書を基に保護者と話し合い、食品の除去、代替(豆腐の代わりに穀を使用等)、弁当持参等、ケースに応じ個別の献立表を作成し対応している。給食職員は、毎日、調理室手配表を基に氏名と除去食品名等を確認している。配膳時はトレーを別にし、皿に掛けたラップに氏名記入する。アレルギー児から配膳する等、職員間で、声を出して確認を行い誤食防止に努めている。給食は調理済み食品や化学調味料は使用せず手作りを基本とし、食材は原則国産、味付けは薄味に調理する等の食事を提供している。食事の好き嫌いは無理強いせず長い目で受けとめ、おかわりは自由にすると等、保育者は落ち着いて食事を楽しめるよう対応している。保護者には、おやつや昼食の試食の機会を設け、その後アンケートを行う等、保護者と共に子どもの食を考え、支えていく姿勢を大事にしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント)玄関や各保育室の入り口に手指消毒液を置き、入室時には消毒をし、消毒液の補充等は各クラスで管理する等習慣化している。手洗いは、ポンプ式の液体石鹸と石鹸を併用し、手拭きは、トイレ使用後に拭くタオルと、その他の時に使用するタオルを分け、職員はペーパータオル使用し清潔を保っている。手の洗い方の指導をして、手洗いと嗽の励行により衛生管理と、子どもに清潔の習慣が身に着くように配慮している。おむつ交換は、交換台を使用し大便の時は敷きマットを使用しその都度消毒液で消毒している。机や棚、たんす、ロッカー等の拭き清掃は毎朝行っている。その他、0歳・1歳児の用具は使用度に消毒し、玩具は、午睡中に消毒液で消毒し干す等、衛生に配慮している。衛生管理や適切な環境の保持は、園全体で全職員が組織的、継続的に取り組むことが重要であるので、マニュアルを整理し、職員全体の意識を向上して活用することを望む。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント)事故発生時の対応マニュアルを作成し、必要に応じて職員研修を実施している。また、ヒヤリハット事例や事故報告書を基に職員会議の中で発生原因を分析し、未然防止策を検討している。日常の安全点検は安全点検表を作成し、遊具、玩具、用具、園庭等を当番職員が毎朝チェックし、終業時にはクラス担任職員が点検を行っている。更に月1回施設や設備の安全点検を実施し、安全性と機能保持に努めている。不審者対策は年1回不審者対応訓練を実施し、日常においては門の施錠や近隣の不審者情報は保護者に周知する等、子どもの安全確保に努めている。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)災害時の対策は職員の役割分担の明確化や対応マニュアルを整備し、職員に周知している。避難訓練は毎月1回行い、内2回は消防署の立会いの下実施している。また川に近い園の立地を考慮し、河川の氾濫に備えた高台への非難訓練を年2回行い、家庭との連携においては年1回防災の日に受け渡し訓練や安否確認の一斉メール訓練をし緊急時に備えている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント)月に1回地域交流会を行い、園庭や保育室を開放している。その中で地域の子育てニーズの把握に努め、体験保育の実施や発育測定、子育て相談、絵本の読み聞かせなどを行っている。また、地域の人々とは、行事の際に近隣の商店へ子どもたちが出かけ買い物体験や畑を借りて芋掘り体験をし交流を図っている。その他、地域のボランティアの方が月10日程来園し遊んでくれる等、地域との関わりが深い。さらに今後は、近隣のグループホームとの交流を計画し地域と密着した保育園のあり方を目標としている。</p>		